

令和6年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業（運営支援・活動支援業務）
委託業務及び企画提案仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在の運営及び活動を支援するため、駐在員の指示に基づき、又は駐在員と連携して、以下の取組を実施する。

(1) ワシントン駐在の運営を支援するため、以下の事項を実施する。

- ① 事務所の運営支援に関すること
家賃、事務所備品、消耗品、通信費等の契約、支出事務等
- ② 駐在員の保険、ビザ関連の支援に関すること
- ③ 現地スタッフの支援に関すること
- ④ 米国における確定申告等の対応支援に関すること
- ⑤ その他、駐在員の運営の支援に関すること

※上記の事項に関し、業務の改善につながる提案（コスト削減、執務環境整備等）についても検討すること。

(2) ワシントン駐在の活動を支援するため、以下の事項を実施する。

- ① 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援
上記関係者との面談等を行い、沖縄の基地問題に関する正確な情報の発信、米国の安全保障政策・軍事戦略等に係る情報収集、国防権限法案に沖縄の基地問題の課題等を反映させるための働きかけ等を行う。
- ② 米国内の有識者等への情報発信の支援
大学等における講演、有識者等へのダイレクトメールの定期的な送信、有識者等との面談・意見交換等による情報発信及び情報収集を行う。
- ③ 知事訪米の対応支援
日程調整、訪問先・実施イベント調整、宿泊先確保、通訳手配・同行支援等
- ④ 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等
- ⑤ Foreign Agents Registration Act (FARA) 関連業務の支援
- ⑥ その他、ワシントン駐在員の活動の支援に関すること

※ 上記の取組に加え、効果的と考えられる新たな取組等についても提案すること。

2 企画提案内容

企画提案書（様式3）には、上記1の委託業務の内容を実施するに当たって、以下の内容を含めて提案すること。

- (1) 基本方針
- (2) 上記1委託業務の内容の実施方法
- (3) 実施想定スケジュール

3 積算条件

費用を算出するに当たっては、以下の条件を踏まえ積算すること。なお、人件費については時給単価を明記のうえ、その他の経費についても各単価を明記すること。

(1) ワシントン駐在の運営支援をするための経費

- ① 駐在員2名、現地職員2名
- ② 事務所家賃：ワシントンD. C. 内（年間450万円と設定）
- ③ オフィス備品：リース年額
- ④ 電話、インターネット、パソコン、携帯電話2台、コピー・FAX機、タクシー等の使用料
- ⑤ 火災保険料等
- ⑥ 駐在員の使用する備品等購入費用
- ⑦ 駐在員の活動費用等（消耗品費・交通費等）
- ⑧ 現地で雇用する職員（2名）の給与、保険、管理費、求人手数料等
- ⑨ ビザに関する弁護士相談料等
- ⑩ 海外傷害保険（傷害死亡・後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、家族総合賠償責任、被害者治療費用等）駐在員2名
- ⑪ 税申告、会計処理費用：必要により算定
- ⑫ その他、本事業の遂行に必要な費用
- ⑬ 一般管理費は、（直接人件費+直接経費－再委託費）×10%以内
- ⑭ 全ての業務に必要な通訳・翻訳費は人件費として計上すること

(2) ワシントン駐在の活動支援をするための経費

- ① 知事訪米時の車両確保（10人程度乗車可能で5日間使用を想定すること）
- ② 知事訪米時の記者会見、イベント開催対応等の現地手配業務
- ③ 知事訪米時の通訳手配（通訳1名分の報酬・旅費）
- ④ 知事訪米時のイベント会場使用料、食糧費、印刷物、スタッフ車両代等の諸経費
- ⑤ 有識者等の沖縄招へいに係る駐在活动の支援（米国本国から2名程度を5泊6日の日程で沖縄へ招聘する）交通費、宿泊費等、その他必要経費を算出すること。
- ⑥ FARAに関する弁護士相談料等
- ⑦ その他、本事業の遂行に必要な費用
- ⑧ 一般管理費は、（直接人件費+直接経費－再委託費）×10%以内
- ⑨ 全ての業務に必要な通訳・翻訳費は人件費として計上すること

上記の経費積算には、日本銀行報告省令レート2024年3月分を適用すること。

4 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、

その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

〔契約の主たる部分〕

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応

イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務。ただし、その業務の範囲については、県と事前に協議を行い確認すること。

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

ア 議事録作成

イ 封入・発送

5 注意事項

(1) 企画提案の内容と実際の契約内容とは、必ずしも一致するものではない。

(2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。